

東京都北区長 花川與惣太 殿

2022 年度(令和 4 年度)

北区予算編成に関する要望書

2021 年 11 月 18 日

日本共産党北地区委員会

委員長 遠藤 久

日本共産党都議会議員

そね はじめ

日本共産党北区議員団

団長 野々山 研

幹事長 山崎 たい子

宇都宮 章 さがら としこ せいの 恵子 永井 朋子 野口 将人

福島 宏紀 本田 正則

〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番地 22 号

電話 03-3908-7144 FAX 03-5993-0280 E-mail: mail@kyoukita.jp

はじめに

日頃から区政発展のためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

2021年度は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症対策への集中が求められる厳しい年となりました。とりわけ、8月から9月にかけての第5波の感染爆発は、医療や保健所体制のひっ迫を引き起こし、区民の命や生活を脅かすものとなりました。

また、長期に渡る緊急事態宣言の発出で、営業自粛や時間短縮を迫られた飲食店をはじめ、多くの事業者に深刻な影響が及びました。

そうした中、北区が打ち出してきたPCR検査の拡充やワクチン接種対策、子育て世帯への給付金支給、事業者向けの設備投資等支援事業などの新型コロナ対策は、暮らし・営業への不安をやわらげ、区民・事業者を励ますものとなりました。

コロナ禍が続くことが予想される来年度も、区民の切実な願いにこたえるため、以下の点をふまえて新年度予算編成にあたっていただくよう要請します。

その第1は、174億円に積みあがった財政調整基金を積極的に活用し、新型コロナ感染症対策や、区民の暮らし・営業への支援を行うことです。

昨年度、区はコロナ対策に財政調整基金を「積極的に活用していく」との姿勢を示しましたが、結果的に財調基金の取り崩しは9億円程度にとどまりました。国や東京都の対策が極めて不十分だけに、新年度は高まった財政対応力を活かし、さらなる新型コロナ対策の推進を求めます。

第2は、経営改革プランなど「行革」路線の推進により、窮地に陥っている区民や区内事業者に対して新たな負担を求めないようにすべきことです。

区は、コロナ禍における社会経済状況や区民生活の実態をふまえ、昨年度に予定されていた施設利用料・手数料の見直しを中止しましたが、今年度は経営改革プランに基づき、敬老祝品の廃止や体育館・コミュニティアリーナ使用料の引き上げを行いました。来年度予算編成においては、受益者負担につながる施策の中止・見直しを求めます。

第3は、大型開発や民間事業者と一体に高層マンションを呼び込むまちづくりから、公営住宅の拡充を基礎とした誰もが安心して住み続けられるまちづくりへと軸足を移すことです。

区は、駅前の市街地再開発や東京都と歩調をあわせた特定整備路線の整備を推し進めていますが、事業の進ちょくとともに住む場所を奪われ、転居を余儀なくされる区民が多数にのぼっています。まちづくりというなら住民合意を大原則とし、都営住宅、区営住宅、区営シルバーピアなど公営住宅の拡充で、誰もが住み続けられるちをつくることこそ求められています。大型開発に偏重したまちづくりの姿勢は改めるべきです。

今回の要望書は、党議員団として区内の諸団体や各界の方々との懇談を重ね、引き続き、コロナ禍における緊急的要望として10の柱178項目にまとめたものです。その実現を、強く要望するものです。

目次

第 1 章 新型コロナウイルス・感染症対策	3
第 2 章 ケアに手厚い区政を	4
第 1 節 医療・健康保険	4
第 2 節 介護・高齢者福祉	5
第 3 節 障害者福祉	6
第 4 節 生活保護・貧困対策	7
第 5 節 若者への自立支援	7
第 6 節 ひきこもり支援	8
第 3 章 子育て・教育	8
第 1 節 保育・子育て支援	8
第 2 節 少人数学級の実現をめざして	10
第 3 節 教員の働き方と処遇の改善	11
第 4 節 学校教育	11
第 5 節 教育費の負担軽減	12
第 4 章 就労支援・産業振興	12
第 5 章 文化・芸術・スポーツ振興	13
第 6 章 防災	13
第 1 節 水害対策	13
第 2 節 震災対策	14
第 3 節 避難所・福祉避難所	15
第 4 節 情報の伝達と共有	16
第 5 節 被災者支援	16
第 7 章 まちづくり	17
第 1 節 住民合意のまちづくり	17
第 2 節 都市計画事業	17
第 3 節 駅周辺のまちづくり	18
第 4 節 住宅	18
第 5 節 交通対策	20
第 8 章 気候危機打開、環境・リサイクル対策	20
第 9 章 平和・憲法・人権擁護、ジェンダー平等社会の実現	21
第 1 節 平和・憲法・人権擁護	21
第 2 節 ジェンダー平等の推進	22
第 3 節 多文化共生	23
第 10 章 行財政改革	24

第 1 章 新型コロナウイルス・感染症対策

- 1、感染防止対策の拠点となる北区保健所については、積極的疫学調査や健康観察を行う体制など機能強化のために、保健所分室の整備や医師、保健師をはじめとした常勤専門職を増員すること。
- 2、ワクチン接種の推進と PCR 等検査の抜本的拡充について、
 - ①ワクチンの 3 回目の接種にむけて、高齢者の方などがアクセスしやすいように、ネットや電話による申込みの他に予約受付窓口を設置すること。また、接種時期にあわせて段階的な予約案内を行うこと。
 - ②介護・障害者の通所施設や学校・保育園など子どもにかかわる職員への定期的な PCR 検査、および希望する方がいつでも無料で受けられる体制をつくること。また国に財政支援を求めること。
 - ③新型コロナウイルス感染症後遺症について、相談窓口を設置するなど医師会と連携して対応すること。
 - ④インフルエンザ予防接種については、来年度以降も高齢者の無料接種を継続すること。また、ハイリスク者、子どもへの助成を拡充すること。
- 3、感染拡大に備え、臨時の感染症・救急医療ベットや医療従事者を確保するなど、緊急時の医療提供体制の整備や、重症化を予防する抗体カクテル療法などの医療提供体制を拡充すること。
- 4、医療機関や介護・福祉施設への減収補填、感染防護服など必要な物資の支給を国、東京都に求めるとともに、区としても独自の支援を行うこと。
- 5、都立・公社病院の独立行政法人化の中止を東京都に求めること。また、消費税を財源とした医療ベッド削減の中止を国に求めること。
- 6、医療、介護、障害福祉、保育などケア労働を担う働き手について、
 - ①利用者の負担が増えない対策を講じた上で、診療・介護報酬、保育単価を抜本的に引き上げるなど賃金や処遇改善、コロナ手当支給を国に求めること。
 - ②人材不足による長時間労働や低賃金の改善のため、区独自に処遇改善の支援を行うこと。
- 7、コロナ危機から生活と営業を守るために、
 - ①住民税、国保・後期高齢・介護保険料などの減免制度について区民に引き続き周知徹底し、丁寧な対応に努めること。
 - ②緊急小口資金、総合支援資金については、期限を延長し、返済免除制度の拡充を図ること。
 - ③従来の応急小口資金などの貸付制度についても、保証人や貸付条件、貸付額、返済期間の延長、

すえ置きなど条件を緩和し、積極的活用を図ること。

④くらしとしごと相談センターにおいては、福祉事務所や収納推進課、健康生きがい課など区内関係機関との連携強化、さらなる人員体制の拡充で、相談や同行支援、アウトリーチ活動を積極的に展開すること。

8、雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給し、持続化給付金は一回限りとせずコロナ収束まで継続的支援を行うよう国に求めること。

9、新型コロナに関する各種給付金、支援金などの経済支援について、国や東京都の基準から外れ、対象外となる中小事業者に対し、区として独自の支援を行うこと。

10、新型コロナウイルス対策設備投資支援事業は、予算を増額し、新年度も継続すること。

11、新型コロナ対策としての住居確保給付金制度を再開し、上限額を引き上げ、支給期間（最大9ヵ月）をさらに延長するとともに、「住宅手当（家賃補助）制度」として拡充するよう、国に求めること。

12、消費税 5%への緊急減税、インボイス制度の導入中止、コロナ禍で収入が減った世帯に対する暮らし応援の給付金支給を国に求めること。

第2章 ケアに手厚い区政を

第1節 医療・健康保険

13、国民健康保険については、

①一般財源からの繰り入れを継続し、子どもの均等割の減額など保険料の抜本的軽減を図ること。また、国保法第44条に基づく低所得者への外来一部負担金の軽減措置を積極的に適用すること。

②低所得者、失業者、収入激減者などに適用できるよう、保険料の徴収猶予・減免基準を緩和すること。

14、後期高齢者医療保険については、資格証明書の発行抑制、保険料の引き下げ、窓口負担の2割への引き上げ中止を、国と東京都広域連合に求めること。

15、子ども医療費無料化制度は、高校生の通院費まで拡充すること。

16、薬局も無料低額診療事業の対象となるよう、制度の改善を求めること。

17、指定喫煙所については、副流煙を漏れにくくするようパーテーションを強化・改善し、利用者へマナー遵守を呼びかけること。

第 2 節 介護・高齢者福祉

18、第 8 期介護保険事業計画の運営については、

- ①第 7 期における計画と給付費実績の乖離について区として分析・評価を行い、改善をはかること。
- ②介護保険料・利用料の引き下げ、減免制度を拡充し、被保険者の負担軽減を図ること。
- ③介護人材確保のため、賃金の引き上げ、家賃補助制度や奨学金制度の創設、研修費の増額など、北区独自の支援策を講じること。

19、特別養護老人ホームなど、基盤整備については、

- ①つつじ荘の建て替え、旧さくら荘への仮移転にあたっては、利用者の処遇、および委託法人の運営や職員処遇に区として万全を期すこと。
- ②(仮称)王子みずほの建設計画を推進するとともに、多床室を備えた新規特養ホームの増設を計画化すること。

20、高齢者あんしんセンターについては、相談やアウトリーチ、見守り支援が十分に行えるよう運営費の増額や体制の拡充を図ること。

21、認知症対策については、高齢者あんしんセンターや民生委員、ケアマネージャー等との連携で、フレイルやうつ、認知症の進行や機能低下などを早期に発見し、必要な支援につなげる体制をつくること。

22、高齢者（障害者含む）の拘束・虐待防止については、高齢者あんしんセンターや高齢者虐待防止センターなどによる迅速かつ正確な安全確認、事実確認に努めること。また、区民・介護職向けの虐待や人権に関する研修を実施すること。

23、身寄りのない高齢者への生活・老い支度支援事業（見守り、保証人、葬儀など）については、社会福祉協議会や行政書士会、NPO 法人などと連携し、事業化すること。また、死亡後の事務手続きを一元化する「(仮称) おくやみコーナー」の設置を検討すること。

24、加齢性難聴の補聴器購入補助制度の創設、公共施設や団体への磁気ループの貸し出しな

ど、聴こえの支援を強化すること。

25、高齢者ヘルシー入浴券については、利用枚数を増やし、隣接区でも使用できるようにすること。また、区境の提携浴場を増やすこと。

第3節 障害者福祉

26、障害者基幹相談支援センターの運営については、障害特性に対応できる専門職を配置し、区が責任をもって運営すること。

27、障害者施設の職員、看護師、および不足している重度介護ヘルパーの人材確保について、区が研修や処遇改善を図り対策を行うこと。

28、重度障害、医療的ケア児・者の入所施設、グループホーム、緊急一時保護やショートステイ、生活介護などの通所施設の増設、保育園の受け入れ、放課後デイなどの整備を促進すること。また、医療的ケア検討部会は、当事者や保護者の参画を保障すること。

29、知的障害や精神障害者などの就労・定着支援や地域生活への移行・定着支援の事業委託費を引上げ、正規専門職での運営を保障すること。

30、精神の訪問医療・介護、アウトリーチ支援の拡充および、緊急時の措置入院に至るスムーズな対応を東京都と連携して実施すること。

31、65歳を超え、介護保険に移行した場合の負担軽減が行き届くようにすること。

32、福祉タクシー券は枚数を増やし、上肢障害者や精神障害者へも対象拡大すること。

33、福祉手当の支給を、精神障害2級・3級にも拡大すること。

34、児童発達支援センターについては、新たな設置場所や相談、療育内容について十分な周知を図り、事業を推進すること。

35、18歳以上の障害児・者が、余暇や居場所として利用できる、日中一時支援の居場所を増設すること。

36、アルコールや薬物、ギャンブル、ゲームなどの依存症への支援について、疾病理解や早

期治療に関する講習会・研修会を実施するとともに、リハビリセンター、就労支援センター、地域生活支援センターなどの施設設置を検討すること。

第4節 生活保護・貧困対策

37、生活保護制度の利用について、「ためらわずに相談・申請を」のメッセージを北区ニュースなどあらゆる媒体を活用して発信すること。

38、一人あたり 80 世帯程度とするケースワーカーの担当件数が遵守できるよう福祉事務所の人員増を図るとともに、面接相談員を含めすべての職員が有資格者となるよう努力すること。

39、熱中症から命を守るために、低所得者や生活保護利用世帯へのエアコン設置および修理、買い替え、電気代の助成に踏み切ること。

第5節 若者への自立支援

40、大学の学費は半額に、入学支援金の廃止、給付型奨学金の大幅拡充、奨学金返済猶予など、国に求めること。

41、ひとり暮らしを支える家賃の負担軽減や生活支援金の支給を行うこと。

42、大学、専門学校生むけのフードバンクを実施すること。

43、保健や心理、生活支援などのアドバイスができ、気軽に立ち寄れる「まちかど保健室」や「ユースセンター」などを開設すること。

44、家に居場所のない若年女性の相談や一時滞在所、シェルターの設置を民間と連携して取り組むこと。

45、ヤングケアラーの実態を調査し、支援のしくみを構築すること。

第6節 ひきこもり支援

46、ひきこもりや困難をかかえている若者に対し、アウトリーチ型の相談体制の構築や自立支援ルームの設置など学び直し・居場所づくりを進めること。また、相談会を定期開催すること。

47、若年者だけでなく、40～60代のひきこもりの実態把握、地区担当保健師・臨床心理士などによるアウトリーチを含めた相談体制の充実、居場所づくりなど支援のしくみを構築すること。

48、区民が理解を深める講演会や家族への相談・支援を充実すること。

第3章 子育て・教育

第1節 保育・子育て支援

49、ひとり親家庭などの支援について、

- ①児童扶養手当や児童育成手当の増額を国や東京都に求めるとともに、北区独自の臨時特例給付金を追加支給すること。
- ②民間住宅への家賃助成やシェアハウスの設置など、住宅支援を行うこと。
- ③高等職業訓練給付事業の区の補助額を、10万円から20万円へ引き上げること。
- ④養育費立替保証に関する相談支援、補助制度を新設すること。

50、妊娠・出産・産後ケアについては、

- ①はぴママたまご・ひよこ面接や妊産婦健診、両親学級などの事業がコロナ禍の下でも実施されるよう、電話やオンライン、動画など多様な方法を活用すること。
- ②出産費用一時金の増額、不妊治療費助成を拡充すること。また、不妊治療の保険適用を国に求めること。
- ③産後ケアについて、受け入れ体制の拡充や高台地域での増設を進めること。また、助産師による母乳相談や沐浴、育児相談など自宅訪問型の産後デイケアや、助産院でのデイケア事業への補助を行うこと。
- ④多胎児家庭への支援として、東京都の多胎児家庭サポーター事業、移動支援、ピアサポート事業を北区でも速やかに実施すること。

51、保育園待機児解消については、

- ①認可保育所設置を柱に、増設をすすめること。その際、産休や育児休暇の取得により、0歳児などの空きが生じる場合には、保育士確保のための保育園運営の支援を行うこと。
- ②保育園入所相談については、兄弟姉妹の同一保育園への入園や、単身赴任および社会的養護児童に対し配慮すること。

52、保育士について、

- ①区の正規保育士の採用とともに、会計年度任用職員の賃金や手当の引き上げ、退職金の支給など処遇改善を図ること。
- ②民間保育士確保のための家賃補助制度の継続、保育士奨励金制度などを実施すること。

53、保育の充実について、

- ①保育園保育料については、0～2才の保育料無料化の所得制限を緩和し、値上げは行わないこと。
- ②産休明け保育や延長保育、病児・病後児保育の拡充を図ること。
- ③外国籍児童に対する言語指導や通訳派遣などの対応を拡充すること。
- ④食物アレルギーや宗教上の配慮が必要な給食の増大に対し、常勤調理員や介助職員などの加配、代用食材などの補助を増額すること。

54、放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運営をさらに推進する新たな制度の検討にあたっては、職員配置の充実を図るとともに、学童クラブの定員が40名を超えないよう配慮すること。

55、学童クラブについては、

- ①積極的に増設を図り、待機児童解消、コロナ禍における環境改善を図ること。
- ②すべての学童クラブにおける利用時間の延長、障害児の受け入れ体制を拡充すること。
- ③育成料を引き下げ、第二子からは無料とすること。また、おやつ代補助を増額すること。

56、子どもセンター・ティーンズセンターについては、

- ①子どもの居場所確保のため、子どもセンターでの小・中学生、高校生の受け入れは柔軟に対応すること。
- ②ティーンズセンターについては、音楽スタジオやプレイホール、交流スペースなどを備えた施設を確保すること。また、運営については、利用者の意見をよく聞きながら進めること。

57、放課後子ども総合プランについては、教室の確保など十分な環境整備をすすめ、従事者の報酬や委託費を増額すること。

58、児童相談所設置にむけては、

- ①児童福祉士や保健師、医師、弁護士などの専門職をはじめ、必要な職員の確保・研修に努めること。
- ②一時保護所の個室化や年齢に応じた学習権、子どもの意見表明権の保障、民間の一時保護委託、里親制度、ショートステイ、ファミリーホーム、児童養護施設との連携、整備を進めること。
- ③児童養護施設退所後の子ども・若者への生活、進学、就労、相談などアフターフォローが行える体制をつくること。
- ④外遊びできるスペースを確保すること。
- ⑤子育て総合施設の良好な環境を整えるため、隣接の高層マンション建設事業者には締結する協定を遵守させること。工事中も協議を継続するよう求めること。

59、児童虐待防止のために、

- ①子どもへの虐待と家庭内の DV を表裏一体のものとしてとらえ、命の安全を最優先に、介入や一時保護など適切に対応すること。
- ②子ども家庭支援センターは、保健師、児童福祉司、DV 相談員など正規職員を増員すること。
- ③養育支援訪問事業や家事・育児支援ヘルパーを拡充すること。
- ④支援のニーズの高い子どもの地域見守りネットワークを早急に構築すること。

60、プレイパーク（冒険遊び場）については、プレイリーダーの育成、開催日や会場の拡充、子ども施設の職員・保護者に向けた研修・ワークショップを実施すること。

第 2 節 少人数学級の実現をめざして

61、新型コロナウイルスを防ぎ、一人ひとりの学びを保障するため、35 人学級を前倒しですすめ、中学校でも実現すること。そのために、学級編成の見直しと教員の抜本的増員を国と東京都に求めること。将来的には、30 人学級への前進をはかること。

62、少人数学級を保障する学校施設整備について、

- ①学校改築の際は、教室面積を広くとることとあわせ、可動式の間仕切りをつけるなどして、少人数学習を行いやすい環境を整えること。
- ②改修、長寿命化で対応する学校や、改築・改修の予定がない学校でも、新たな整備方針で示された基準を確保するよう教育環境の改善を進めること。
- ③学校の改築や用地確保、教室を増やすための国庫負担の拡充を国に求めること。

63、（仮称）都の北学園（神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校）の開校にあたっては、児童・生徒の増加に対応するため稲田小学校の敷地を確保しておくこと。

第 3 節 教員の働き方と処遇の改善

- 64、勤務実態把握調査をふまえ、副校長や教職員の長時間労働の是正・改善を図ること。そのために、事務職員を増員すること。
- 65、学力パワーアップ事業の非常勤教員について、雇用条件（週 18 時間枠など）を勤務時間内での勤務形態とするなど改善を図ること。
- 66、困難を抱える学級や児童・生徒への対応のため、教職員や学級支援員を配置・増員すること。養護教諭については、新卒採用の場合や、500 人を超える学校には複数配置を行うこと。また、特別支援コーディネーターは専属配置とすること。
- 67、宿泊を伴う学校行事の際には、看護師を配置し、学校と宿泊地に養護教諭か看護師を確保すること。
- 68、栄養士については、非常勤の研修や待遇改善をおこない、サービス残業をなくすこと。
- 69、部活などの外部指導員や、プール授業の水泳補助員を増員すること。
- 70、教職員のために、女性の休憩室、男女別の独立したトイレと更衣室を設置すること。
- 71、特別支援学級の職員基準の緩和は行わないこと。北区独自の加算でも配置すること。

第 4 節 学校教育

- 72、GIGA スクール構想については、
- ①一人一台の各端末の ICT 環境の整備、学習端末の取り扱い等で学力格差が生じないように十分に配慮を行うこと。
 - ②ICT 支援員を各校に配置するとともに、情報モラルの確立や、情報リテラシー学習を先行、充実させること。
 - ③ネットワーク環境整備について、財政措置の継続・拡充を国に求めること。
- 73、いじめや不登校、虐待や貧困など困難を抱えている児童・生徒への対応のために、
- ①教育相談所のスクールソーシャルワーカーを正規職員として確保し、当面、学校サブファミリーごとに配置すること。また、スクールカウンセラーについては、全校に配置すること。

②子ども支援にとりくんでいる民間法人やグループとも連携して支援すること。

74、日本語適応教室については、さらなる学級の増設と日本語指導員の派遣期間の延長、各学校に最低1つの自動翻訳機の配備を進めること。

第5節 教育費の負担軽減

75、就学援助制度については、高校入学準備金の創設、修学旅行費用の増額と前倒し支給、学習支援費（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）や学校医に指示されたメガネ・コンタクト代への適用など、拡充を図ること。

76、北区奨学資金貸付事業については、給付型奨学金制度へ拡充すること。

77、卒業アルバム、修学旅行、日光高原学園などへの補助を実施すること。

78、学校給食無償化については、

①給食費の負担軽減は第一子からとし、無料の対象を拡大すること。

②全小学校に事務職員を配置し、公会計化を図ること。

第4章 就労支援・産業振興

79、就労支援事業について、

①就職氷河期世代などを正規雇用へつなぐための若者就労支援事業、女性の再就職支援事業を区として再構築すること。

②いきがい活動センターにおける高齢者の就労では、高齢福祉課と産業振興課などとの連携で、ニーズの把握や仕事内容とのマッチングなど丁寧な就労支援を行うことともに、ハローワークとも連携して体制整備を行うこと。

80、公衆浴場の存続を支援するため、高齢者ヘルシー入浴券事業の委託料を1枚あたり50円増額すること。

81、住まい改修支援事業（住宅リフォーム助成）については、国庫補助対象となる住宅の長寿命化につながる改修事業とは別に、従前の、浴場・トイレ・台所・洗面所の改修に関しての助成も、区の独自事業として復活させること。

82、北区内共通商品券については、購入を希望する区民すべてが購入できるよう、販売冊数を増刷すること。

83、区内商店街の街路灯 LED ランプの交換費用が高額になる問題について、区としても対応を検討すること。

84、区内商店街に設置した防犯カメラについては、商店街が独自に設置したものについて維持管理費用を助成すること。

第 5 章 文化・芸術・スポーツ振興

85、文化・芸術関係予算、スポーツ推進予算を、コロナ対応を含め大幅に増額すること。

86、区内の文化・スポーツ施設を利用する際、参加人数制限を余儀なくされた場合は使用料を半額にするなど減額措置を講じること。

87、区内の伝統工芸家や郷土文化の関係者などが集い、交流できる「(仮称)共同アトリエ」の設置を検討すること。

88、区内の文化・スポーツ関係諸団体の実情把握に努め、人件費、家賃など活動維持費用の支援を行うこと。

89、十条小学校の建て替え工事を行うにあたり、十条台小学校温水プールの利用者や利用団体に支障が生じないように対応すること。

第 6 章 防災

第 1 節 水害対策

90、「(仮称)北区大規模水害時の避難行動支援計画」の策定に向け、荒川氾濫による「大規

模水害を想定した避難行動の基本方針」の周知徹底に努めること。

91、北区ニュースの「水害特集号」（2020年7月20日号）を永久保存版としてコンパクトにまとめ、北区洪水ハザードマップとともに常に区民が入手しやすい場所に配置し、水害時の備えについて啓発、周知の徹底を図ること。

92、マイタイムラインの作成について、支援員の養成講座や作成のためのワークショップを、引き続き区内全域で行うこと。

93、低地から高台への避難にあたって、桐ヶ丘連合自治会などで検討が進められている受け入れ地での独自対策に対し、区として積極的支援を行うこと。

94、石神井川の水害・安全対策について、上流を含め全域での調整池整備、下水道・排水機能の向上、堀船第2ポンプ場の早期整備、開発規制など総合治水対策を進めること。

第2節 震災対策

95、民間住宅の耐震改修促進助成については、

- ①共同住宅、非木造住宅も対象とし、簡易な耐震改修や既存不適格住宅にも幅広く適用すること。また、店舗への助成についても検討すること。
- ②限度額の抜本的増額や高齢者や障害者への助成額上乘せを行うこと。
ブロック塀等耐震改修助成を拡充すること。

96、公共的施設（特定建築物）の耐震改修については、

- ①私立の学校、保育園、幼稚園、障害者施設、病院、介護施設などについての耐震・改修支援を強化し、国・東京都に補助引き上げを求めること。
- ②急傾斜地、万年塀・ブロック塀などの耐震改修を急ぐこと。

97、がけ、擁壁などの地盤災害対策については、

- ①土砂災害ハザードマップの周知を進め、相談窓口を充実させるなど、東京都に地域指定された住民の不安に応える支援策を拡充すること。
- ②「擁壁等安全対策支援事業」の周知および改修を支援する制度を拡充すること。

98、家屋倒壊・火災防止については、

- ①家屋倒壊を防ぐための家具転倒防止器具の取り付け、火災予防のための感震ブレーカー設置、住宅用火災警報器の取り付けを、区内全域で促進すること。

②初期消火のための永久水利・防火水槽の確保、上水道の耐震継ぎ手化の促進を東京都とともに推進すること。

99、消防団については、

- ①女性団員の増加に対応し、分団本部格納庫の更衣室やトイレの整備を行うこと。
- ②各消防団毎に、可搬ポンプ積載車を計画配備し、駐車スペースも確保すること。

第3節 避難所・福祉避難所

100、避難所および福祉避難所については、最低基準を提唱している国際赤十字の「スフィア基準」に照らし、人権が尊重され、ジェンダー平等の避難所とすること。また、新型コロナパンデミック下においては、感染症対策に万全を期し、複合災害に対応できる環境整備を徹底すること。

101、区民20万人の避難が想定される荒川氾濫の大規模水害では、高台への避難先を確保するために、国や東京都とも連携し、西ヶ原研修合同庁舎、NTC関連施設、都立高校、UR賃貸住宅などを水害対応避難場所として確保すること。さらに、民間施設とも災害協定を結び、避難施設確保に全力をつくすこと。

102、福祉避難所についても、高台への増設を進め、災害用備蓄物資購入助成を継続して行うこと。重度障害者などの個別避難計画と連携し計画化すること。

103、コロナ禍の下でも、感染防止対策に万全を期しながら、避難所開設訓練、福祉避難所開設訓練を全地域、全施設を対象にして推進すること。

104、混雑状況をスマートフォンなどで確認できるシステムの導入など、避難所の「見える化」を促進すること。

105、キャンピングカーやテントなどによる機動的な避難手段を検討し、防災公園や校庭などを活用した日常の防災体験ができるようなしくみをつくること。

106、避難所開設に備え、女性リーダーの育成と登用を進めること。

第4節 情報の伝達と共有

- 107、北区防災気象情報メールへの区民登録を促進すること。
- 108、最新のIT技術、掲示板、紙媒体、ミニFM局の開設など、あらゆる手段を駆使して災害情報の提供に努めること。
- 109、防災無線の整備・改善を図るとともに、防災無線フリーダイヤルを周知徹底すること。
- 110、情報弱者や外国人向けの防災講座や訓練を実施すること。

第5節 被災者支援

- 111、罹災証明書の発行や家屋の被害状況調査については、区職員、建築士などの人手不足も想定し、広域連携を図ること。
- 112、半壊や一部損壊なども含む住宅再建助成や生業支援について国に法改正を求め、被災者の生活再建支援制度の抜本的改善を図ること。
- 113、災害医療の充実については、
 - ①北区医師会や関係機関と連携し、災害拠点病院(東京北医療センター)、災害拠点連携病院(花と森の東京病院、明理会中央総合病院、王子生協病院、赤羽中央総合病院)の体制整備、緊急医療救護所訓練の実施を行うこと。
 - ②災害医療コーディネーターを中心とした災害発生初動期の医療スタッフの協力体制づくり、緊急医療救護所のスタッフ確保の登録制度を進めること。
 - ③北区医師会、歯科医師会、薬剤師会などと協議し、医療・薬品の提供体制を構築すること。
- 114、災害時の深井戸(災害用給水所)の活用に備えるとともに、公衆浴場の井戸使用について、必要な助成を行うこと。

第7章 まちづくり

第1節 住民合意のまちづくり

- 115、巨額の税金が投じられ、多くの住民や店舗に強制力をもって立ち退きを迫る市街地再開発事業や大型道路建設には、権利者のみならず地域住民の幅広い合意を得ることが必要不可欠である。まちづくり計画の見直しを求め、区内で4つの住民裁判が起きていることもふまえ、区が「まちづくりは住民合意が大前提」との確固たる姿勢に立つこと。
- 116、大型開発中心、民間企業と一体に高層マンションを呼び込むまちづくりから、住民参加で地域の歴史と文化・景観・地場産業を守り、地域経済の循環と活性化をめざす地域密着型のまちづくり、修復型のまちづくりに転換すること。
- 117、住民参画・住民合意のまちづくりを進める「(仮称)北区まちづくり条例」を策定すること。
- 118、まちづくり協議会は、誰もが参加できる住民に開かれたものとするよう改善を図り、規約に基づく民主的運営、議事録の開示など情報公開に努めること。

第2節 都市計画事業

- 119、コロナ禍の下で、厳しい財政運営が迫られる中、不要不急の都市計画事業については、延期・縮小・中止など大胆な見直しを行うこと。
- 120、東京都が5年の延伸を決めたものの、住民合意もなく、完成の見通しも立たない特定整備路線(補助73号線、補助81号線、赤羽西地区と志茂地区の補助86号線)については、国・東京都に認可取り消し、計画の中止・撤回を求めること。
- 121、都市計画道路第4次事業化計画の優先整備路線や未着手の都市計画道路については、住民の合意が得られないまま事業化をしないこと。また、都市計画道路の事業化にあたっては、環境アセスメントの実施を必須とすること。
- 122、田端の土地区画整理計画については、残存区域の都市計画を廃止するよう都に働きかけ

ること。

第 3 節 駅周辺のまちづくり

123、赤羽一丁目市街地再開発の「第二地区」、「第三地区」については、コロナ禍を受けていったん立ち止まり、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会の「まちづくり懇談会」をはじめ、地元住民、商店街、学校関係者など広く住民が議論できる場を保障し、幅広い合意形成のための協議を促進すること。

124、十条まちづくりについては、駅西口市街地再開発、鉄道立体交差化と鉄道付属街路、補助 85 号線の拡幅の各事業について、あらためて住民合意の形成と情報開示に努め、権利者・利害関係者の合意が得られないまま、強引に事業を進めないこと。

125、王子駅周辺まちづくりについては、住民参加と情報公開を保障するとともに、新庁舎について荒川氾濫にも耐えられる対策を再検証すること。

126、王子印刷局工場の建替えにあたっては、騒音・振動・日照対策など近隣住民の要望に応え万全を期すこと。あわせて水害対策用の貯水池の整備や省エネ・再エネ推進など CO2 削減を進めるよう国に求めること。

127、東十条駅南口の整備については、JR との調整をふまえ、一刻も早く都市計画事業化をめざすこと。

第 4 節 住宅

128、単身者および、若者・子育て世帯定住のための家賃補助制度を創設すること。

129、住宅セーフティネット法に基づく住宅政策について、

- ①住宅と医療・福祉との連携を具体化し、居住保障を進めること。
- ②空き家を学生寮に準じた賃貸住宅に転用するなど、学生に住居を提供する制度をつくること。
- ③社会的養護が必要な若者や生活保護受給者の住所設定、ニーズが高い障害者などを対象にしたモデル事業を実施すること。
- ④UR 都市機構住宅についても専用住宅として家賃軽減の対象とするよう、国および UR に求めること。また、東京都公社供給公社住宅についても、同様に家賃軽減対象とするよう東京都に働きかけること。

130、都営・区営住宅については、

- ①新規建設の再開、空き家の積極的公募、収入基準の引き上げ、若年ファミリー向け毎月募集の戸数増などで、より多くの住民が入居できるようにすること。
- ②60歳未満の住民を認めない現行の承継制度を撤回し、第二親等までや低所得者、住宅困窮者の入居継続を認めること。
- ③建て替えにあたっては、単身用1DKの居住面積の引き上げや高齢者・障害者対応住宅の整備、戸数増を図ること。
- ④北区割り当ての都営住宅の募集戸数増を東京都に対して働きかけること。

131、区営シルバーピアについては、

- ①LSAによる生活支援の拡充、集会施設の活用で地域住民との交流を促進すること。
- ②栄町に建設が予定されている3棟目の区営シルバーピアについては、潜在需要を見込んで戸数増を図ること。

132、UR都市機構（旧公団）賃貸住宅については、家賃を値上げ前に戻し、都市再生機構法25条4項に基づく家賃減免制度の創設、家賃の値上げ分を据え置く現行の家賃減額制度を子育て世帯・若年層へ拡充するよう国、関係機関に求めること。

133、東京都住宅供給公社住宅については、家賃値上げをしないこと、65歳以上の低所得者に対する緩和措置制度の周知徹底を、東京都と関係機関に求めること。

134、都営桐ヶ丘団地建て替え、再生事業にあたっては、東京都とともに以下の住民要望を実現すること。

- ①(仮称)桐ヶ丘区民センターには、太陽光発電を活用したお風呂のある老人いこいの家や音楽練習室、図書館などを整備し、早期実現をめざすこと。
- ②住民要望を生かした商業スペースを確保し、桐ヶ丘診療所などの医療と介護施設を整備すること。
- ③新設区道計画を見直し、樹木を保全した歩行者優先の団地内通路を整備すること。
- ④区立桐ヶ丘郷小学校建替え用地確保のため、東京都と協議すること。
- ⑤障害に応じて障害者住宅を建て替え、再生事業として1000戸の新たな都営住宅建設を急ぎ、若年ファミリー層の入居を促進して多世代型住宅とすること。
- ⑥建替え事業に伴う移転では、高齢者の粗大ごみ処理などへの支援強化を図ること。

135、赤羽台団地の創出用地整備と赤羽駅西口のまちづくりについては、

- ①容積率の緩和による超高層マンション建設は行わないこと。
- ②隣接の児童相談所を含む北区子育て総合支援施設の良好な環境を整えることに万全を期すこと。
- ③ファミリー層の増加に対応するため、保育園や学校などの施設整備を計画すること。
- ④(仮称)「赤羽駅西口ゲートウェイ」の名称については、あらためて公募するなど住民の意向を反映す

- ること。
- ⑤崖線の八重桜など、緑豊かな住環境の保全と拡充に努めること。
 - ⑥新たな住宅建設にあたり、工事車両の運行と住環境に配慮すること。また、少人数学級に対応できる学校施設整備に必要な用地が確保できるよう、協議を継続すること。
 - ⑦登録有形文化財のスターハウスなどの活用は、ワークショップなど住民参加で行い、住まいの歴史博物館など地域資源として生かすこと。
 - ⑧火災死亡事故を繰り返さないため、火災警報音の音量基準の見直しを求めること。また、各戸の火災状況を把握できるシステムへの改善を進めること。

第 5 節 交通対策

136、コミュニティバス新規路線については、北区地域公共交通計画をふまえ、地域住民の意見を尊重して早期実現をめざすこと。

137、国と鉄道・バス事業者に対して、以下の諸点を働きかけること。

- ①全駅へのホームドア設置、すべての改札口にエレベーター、エスカレーターを設置すること。
- ②駅のホームおよび改札口の無人化を解消すること。
- ③バス停留所に屋根を設置するとともに、乗降時のバリアを解消すること。

138、自転車の安全な利用、違法駐輪解消のために、

- ①自転車専用レーンの整備を促進し、3人乗り自転車に対する助成制度を拡充すること。
- ②鉄道事業者に自転車駐車場の整備や設置場所の提供を求めること。
- ③自転車駐車場に、一定割合で自動二輪の駐車スペースを確保すること。また、原付2種の利用を可能とすること

第 8 章 気候危機打開、環境・リサイクル対策

139、2050年までにCO2排出実質ゼロをめざし、2030年までのCO2削減目標を大幅に引き上げ、脱炭素を推進する「環境基本計画」へ改定すること。

140、再生可能エネルギー100%の環境評価基準を設け、区有施設の電力調達からCO2排出ゼロに踏み出すこと。また、公共施設の断熱改修をすすめること。

141、区民や事業者、集合住宅などへの再エネ・省エネ機器、LED導入に対する助成の補助限

度額を大幅に引き上げ、CO2削減の取り組みを促進すること。

142、ゼロ・エネルギーハウスなど省エネ住宅購入に対する支援を行うこと。

143、友好都市などと連携・協定し、緑の保全、再生可能エネルギー推進、カーボンニュートラルを進めること。

144、廃プラスチックおよび脱プラスチックについては、

①ごみ焼却から、削減、分別にむけて、滝野川モデル地区の取り組みの区民共有化をはかり、速やかに北区全体で取り組めるようにすること。

②ペットボトルの自動販売機の削減、マイボトル、マイバックの使用など啓発に取り組むこと。

145、食品ロスをなくす啓発活動と共に、フードドライブの受付窓口を増やし、必要な施設・区民へ届けるなど、循環型のしくみを構築すること。

146、石神井川の水質浄化・悪臭改善のために、汚泥の浚渫回数を増やし、対策を強化すること。

147、都心を低空飛行する羽田空港新飛行ルートの撤回を国に求めること。

148、北清掃工場建替事業の解体工事にあたっては、周辺住民への影響に配慮し、全覆い仮設テントを設置するよう東京二十三区清掃一部事務組合に求めること。万が一、テントが設置できなければ、同等の影響低減効果を見込むことができる工法によって工事を実施するよう求めること。

第9章 平和・憲法・人権擁護、ジェンダー平等社会の実現

第1節 平和・憲法・人権擁護

149、現憲法のすべての条項を厳正に実施し、戦争放棄、軍隊の不保持を明記した第9条の改変を主なねらいとする日本国憲法の明文改悪や、緊急事態条項の創設に反対し、全ての人の人権を尊重するよう国に求めること。

150、国連で採択された核兵器禁止条約の発効を受け、北区でも区長がまずもって「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に署名するとともに、日本政府に対し核兵器禁止条約の署名・批准を強く求めること。

151、北区平和都市宣言を「北区非核平和都市宣言」に改正し、日本非核宣言自治体協議会へすみやかに加入すること。

152、平和祈念事業について予算を増額し、区内団体との協働や住民参加で内容の充実を図ること。また、区内に在住する戦争経験者・被爆者の体験を語り継ぐ活動や、甘楽町・中之条町への学童疎開など北区の歴史の伝承を通して平和教育を推進すること。

153、改正ハンセン病問題基本法に基づき、差別と偏見を取り除くための啓発や人権教育を推進すること。

第 2 節 ジェンダー平等の推進

154、性の多様性を認めあい、人権が尊重されることを謳った条例の制定や支援宣言を行うこと。また、LGBT カップルや家族を公的に認める「パートナーシップ制度」、「ファミリーシップ制度」を創設するとともに、区営住宅における同性パートナーの入居などを保障すること。

155、全ての保育園・幼稚園・学校で、子どもの生きる力、性的自己決定能力を育む包括的性教育や人権・ジェンダー教育に取り組むこと。また、そのための教職員向け研修を関係機関や民間団体と連携し実施すること。

156、小・中学校において、混合名簿や制服の自由選択を推進し、児童や生徒が相談しやすい相談環境を整備すること。

157、デート DV 防止教育の実施、DV 被害者がいつでも相談できる体制の確立、シェルターや住居確保、心理的ケアや生活再建などについて、東京都とともに体制を整えること。また、加害者への再発防止プログラムを実施すること。

158、痴漢の実態を把握し、JK ビジネス、AV 出演強要、痴漢や性犯罪の防止に関する教育・啓発活動、性の商品化を改める環境整備を推進すること。

- 159、男女の格差・不平等を根源とする高齢単身女性、ひとり親家庭等の貧困対策に取り組み、非正規労働者や介護・保育などケアワークにおけるワーキングプアを是正する施策を推進すること。
- 160、妊娠・出産による解雇、嫌がらせなどの「マタハラ」、就活生への「セクハラ」など、ハラスメント防止に関する啓発や相談の取り組みを強化すること。
- 161、区役所において、管理職をはじめ、計画的に女性の採用、登用を進めること。また、各種委員会や審議会での女性の構成比率を高めること。
- 162、選択的夫婦別姓制度の早期実現、世帯主規定の廃止を国に求めること。
- 163、緊急避妊薬（アフターピル）の高額な薬価の改善と OTC 化（薬局カウンターでの販売）を国に求めること。
- 164、中絶薬など世界標準の安全な中絶方法の普及や、刑法墮胎罪の廃止、配偶者の同意を原則とする母体保護法の見直しを国に求めること。
- 165、生理用品を学校や公的施設に無償配布すること。

第 3 節 多文化共生

- 166、北区に住所のある外国籍の児童・生徒の就学状況を把握し、就学を保障すること。
- 167、転出入や保険加入手続きなどを行う区役所の窓口に、複数の言語に対応できる通訳を配置するとともに、総務課の通訳ボランティア派遣事業を子ども・子育て支援施設などへ拡充すること。
- 168、外国人への日本語指導を実施している区民団体への支援・助成を行うこと。
- 169、多文化共生を宣言し、国籍や民族などに関する差別・暴力を禁止する条例を制定すること。当面、反ヘイト啓発ポスターの掲示を促進し、ヘイトスピーチを行う団体には区の施設や公園の使用許可を与えないこと。
- 170、無年金の外国人高齢者に対する特別給付金を現行の 1 万 5000 円から大幅に引き上げること。

第 10 章 行財政改革

171、北区基本構想の策定にあたっては、人権擁護やジェンダー平等、多様性の尊重、気候危機への対応など今日的課題を土台に据え、幅広い区民からの意見や議会の意向を十分に尊重すること。

172、「区民とともに」の基本姿勢を示すために、区長が直接区民の意見を聞く「まちかどトーク」を復活させること。

173、コロナ禍の下での行財政運営について、

- ①新型コロナ対策や、コロナの影響を受けている区民の暮らしと営業を支援するために、財調基金を積極的に活用すること。
- ②保健所、防災、子育て、学校など必要な部署に必要な職員の配置をおこなうこと。また、会計年度任用職員の待遇改善を図ること。
- ③利用料・手数料の値上げなど、経営改革プランの受益者負担の項目については見直し、抑制を図ること。
- ④学校跡地の確保に努め、売却方針は見合わせること。
- ⑤区内に 15～17 ヲ所とする子どもセンターの配置方針を見直し、新たな児童館の廃止は行わないこと。
- ⑥税・保険料については強制徴収をやめ、区民の実情に配慮し、減免・執行停止なども含め丁寧に対応すること。
- ⑦不要不急の事業については、休止、見直し、中止の検討を含め、大胆に見直すこと。

174、外部化について、

- ①指定管理者での労働実態の把握に努め、雇用条件の改善を図るための適切な指導を行うこと。
- ②税理士会、行政書士会、社会保険労務士会等が実施している区の関連事業について、補助金の増額、予算措置を行うこと。

175、公共施設マネジメントについて、

- ①公共施設等総合管理計画の見直しにあたり、「20年間で15%の施設削減」の目標を、現実的なものに修正すること。
- ②学校跡地の利活用計画を策定する際は、住民への十分な情報提供、計画への意見反映など、住民合意に徹すること。また、学校以外の区民施設の跡地利活用方針についても、区民要望を反映させる仕組みをつくること。

176、公契約条例の制定について、

- ①働く人の賃金、待遇改善に資する実効性ある条例をすみやかに制定すること。
- ②実務負担の簡素化、かかる費用の負担軽減を行うこと。

177、自治権拡充について、

- ①国による不合理な税制改正の是正を求めること。
- ②都区財調協議において、児童相談所設置に向けた財源確保など、23区側の財源割合を引き上げるよう求めること。

178、マイナンバーカードの申請は義務ではないことを周知徹底し、希望しない区民にカードの取得を強要しないこと。

以上